明清期・浙東における州縣行政と地域エリート

上田　信

はじめに
一　嘉靖年間
(1)　里甲制下の州縣行政
(2)　豪右（超・州縣エリート）
二　萬曆年間
(1)　一條鞭法施行後の州縣行政
(2)　鄉紳（未組織州縣エリート）
三　清代前・中期
(1)　徵稅と州縣行政
(2)　邑紳（集團的州縣エリート）
おわりに

はじめに

國家・公權力・官という言葉は、曖昧であるが故に便利なのであり、社會と官僚機構との關連を分析する用語にはなり得ない。拙稿「地域と宗族――浙江省山間部――」(1)は、これらの言葉を用いてはいないが、しかし同樣の曖昧さに囚われている。拙稿は、浙東地方のいくつかの族譜の分析を通して、明末清初期の社會變動を解明しようとしたものであり、そ

れまで縣内で沒交渉であった同宗の複數の同族集團が、明末以降、統合に向けて動き始めることを指摘した。この動向を説明するために提示した論理は、次のようなものであった。明代後期に不在地主制が進展すると、在地社會が自律性を失い、水利等を維持できなくなる。この間隙を埋める形で、州縣行政が鄕村社會に介入するようになったため、水利などの問題を州縣レベルにまで持ち上げる必要が生じ、この變化に對應するために宗族組織も州縣を單位として統合されて行くのだと結論を出した。この論理は、江南デルタにおける水利慣行の變化を研究している濱島敦俊氏の見解に依據し、(2) 氏が公權力と呼ぶものを州縣行政と讀み換えたものである。しかし、氏の研究において、明代前期の水利事業の施行者が中央から特派された官僚であるのに對し、嘉靖期（一五二二―六六年）を境として、小規模水利事業にも公權力が介入するようになった結果、明代後期以降、州縣官が施行者となる場合が增加することが指摘されてはいるものの、それが州縣行政の變化とどのように關連するのかという問題は、十分に檢討されていない。そして、拙稿もまた、この點を解明しようとしていない。

本稿は、拙稿の不備を補うために、浙江省紹興府諸暨縣の例を取り出し、縣行政の變化と水利事業の變化との關連を分析し、地域社會と官僚機構との接點に立つ地域エリートの發展の過程を跡づけることを目的とする。

一　嘉靖年間

（1）里甲制下の州縣行政

本稿で取り上げる諸暨縣は、錢塘江の東、會稽山の西に位置し、自然地理の上では、浙東丘陵區に含まれる。縣は、全體として一つの盆地であると言うことが出來、周圍を標高一〇〇〇メートル以下の山地に圍まれ、中央部に浦陽江とその支流とが形成した平原がある。(3) 浦陽江は、衢州・金華盆地（浙江省最大の盆地）の水を集めて北流し、本縣を貫通して蕭山

縣に至るもので、流域には低濕地が多くあった。現在の資料に據ると、面積約二二〇〇平方キロメートルの内、七〇・二%が山地丘陵、二・五%が河湖水面、二七・四%が平原である。

明・嘉靖年間（一五二二―六六年）において、浦陽江流域の低濕地の耕地化はかなり進んでおり、遊水池として設けられていた七十二の湖泊は、清代前期までに消滅していたと考えられる。乾隆『紹興府志』巻一五・水利志は、廢湖として七十二湖の名を記している。この地は、明代後期以降、浦陽江の増水から耕地を護る土堤（「埂」と呼ばれた）[4]の管理・修築が常に問題となったところである。これに對して、縣の東北部に位置していた泌湖は、依然として遊水池の機能を保っていた。

諸暨縣の低濕地の水利事業に關する史料を集めてみると、縣官署が水利に關與した最も早い事例は、嘉靖二―七年（一五二三―二八年）の知縣・朱廷立の在任中のものであった。宣統縣志[5]もまた、「諸暨の圩埂の修築は、明嘉靖初年の知縣・朱廷立兩厓氏より始まる」（兩厓は朱の字）と述べており、縣志編纂者も、それ以前の史料を發見できていないようである。

朱の水利への關與の具體的な内容を窺う手懸りは、彼自身の手に成る「觀稼亭說」[6]に見ることが出來る。「諸暨の地は湖と山とが半ばし、旱害と水害をいずれも被る。私が嘉靖二年に知縣となった翌年の夏、……雨が十日間も降り續いていないにもかかわらず、湖田の民が〔縣〕廳に來て、水害であると訴えた。私が視察に赴くと、果してその田土は水びたしになり、土堤は崩れ、作物は水没していた。……この年は、ほとんど收穫がなかった。私は、備えがなければならないと考え、……北部の湖〔田地區〕に赴き、湖民に『お前達は自分の土堤を修築し、崩壞を防げ』と申し渡した。民は『〔土堤修築は〕我々の仕事である』と答え、進んで作業を行なった。この翌年三月から五月までの間、雨が降り續いたが、水害であると訴えて來た者はいなかった」[7]。この記事から、湖田地區の住民は當時、自律的に水利を維持する能力を保っており、縣行政は、この能力を活性化させているに過ぎないことが明らかとなる。縣が直接的に作業の現場に介入しているとは考えられない。

しかし、縣行政は次のような形で間接的に在地の水利維持能力を高めようとしている。朱が知縣であったときに、鄰縣である山陰・會稽二縣の防潮堤の築造を行なうという計畫が出され、(8)諸暨縣には徭役を出させる代わりに金錢を毎年課すという議論が爲された。(9)これに對して、朱は「海塘或問」を著し、反駁を加える。その骨子は、天災に備える場合、各行政區域内で行なうべきであり、山陰・會稽の防潮堤の修築は二縣の住民が徭役を負擔し、諸暨縣の住民はその湖田の土堤の維持に專念する、といったものである。「海塘或問」(10)は、「海塘（防潮堤）の議」を唱えていた紹興知府・南大吉を批判しつつ、次のように批判している。「越（浙東）に視察に來た者があり、廷立に『あなたの管轄區域に入ったところ、海塘の議を耳にした。この議は誰が爲しているのか』と問うた。廷立は『〔知府の〕南大吉です』と答えた。『以前からこれ（海塘の議）はあったのか』。〔廷立〕『ありました』。『あったとすれば、何故に南大吉とするのであろうか。』〔廷立〕『塘は海潮に備えるものであり、沿海の人がこれを築くということは、以前からあった。諸暨の民を率いて赴き、勞役を供出させるということは、これを根據として、〔海塘の議を〕世に認めさせようとするものであり、これは南大吉が爲している議論である。』……〔廷立〕『諸暨は山地と湖沼の間に位置し、諸暨の居民は湖を開拓して耕地としたために、水害に苦しんでいる。故に〔諸暨縣民が〕圩（湖田の土堤）と關係が深いことは、沿海の居民が海塘に依存していることと同じである。今、〔諸暨縣民を〕圩と切り離し、海塘〔を造築する事業〕に赴かせたとすると、私は海塘が完成する前に、諸暨縣が沼のようになってしまうのではないかと恐れている。人民はいったい、このような議をよしとするだろうか。惜しいことに、南大吉はこれに耳を貸さない』」。諸暨縣知縣・朱廷立は、知府が主唱する案に異議を呈し、縣外の事業に對する縣民の負擔を輕減しようとしていることを明らかに讀みとることが出來る。朱の異議が原因かどうかは不明ではあるが、結局、知府・南大吉の「海塘の議」は實行されず、廢案となった。この他に、朱は規定外の樣々な出費を、毎年八百餘兩削減したという。(11)この輕減した分の力量を、湖田地區の水利の維持に振り向けようとしたのであると、解釋することが出來よう。

これだけの資料に基づいて、嘉靖期初頭（一六世紀前半）における州縣行政と水利との關係を明らかにすることには、困難を覺えるが、從來の明代史研究の成果の上に立って朱が取った施策の背景を考えてみよう。嘉靖期初頭における湖田とは、主に縣城の南北に廣がる七十二湖と一括して呼ばれる地區であり、泌湖は含まれていなかった。泌湖の無計畫的な耕地化が社會問題化するのは、後述するように嘉靖三四年に本縣知縣に着任した林富春の頃からであった。泌湖地區には里甲は置かれていなかったのに對し、七十二湖地區は耕地化が進展していたため、鯉湖里・象湖里等の里が設けられ、湖田地區の住民は里甲制の中に編入されていた。湖田を浦陽江の增水から護る土堤の管理・修築は、この里甲制に基づく徭役として遂行されていたと考えられる。その根據として、六十年ほど後に著された『經野規略』に、七十二湖地區の水利組織に關して次のようにあることを指摘しておこう。卽ち、明末にはすでに十分な機能を果せなくなっていた圩長について、「以前設けられていた圩長は、一年ごとに交替していた。〔そのため、この從來の制度に基づく圩長は、〕みな仕事をなおざりにし、〔堤を修築する〕時期を先に延ばした」とあり、水利事業の費用について「壬寅（萬曆三〇年、一六〇二年）五月大雨。清水潭堤が決壞し、淵に沈んだ。湖民は大いに恐れ失望した。私（劉光復。知縣）は湖に臨み、圩長を召集して『これはどうすればよいのか』と尋ねた。〔圩長の〕方兆百三十三等は『以前は戶に應じて〔堤の〕修築を分擔させておりました』と答えた」とある。これから、萬曆年間の改革の前において、土堤は輪番制によって決められる圩長の指導下で、各戶が勞役を供出していたことが明らかとなる。このシステムは、里甲制の原則と合致している。

一方、州縣のレベルを超える大規模な水利事業は、明代前期において、中央から派遣された大官の指揮の下、いくつかの州縣にまたがる多くの里甲から勞働力が調達され、勞働を提供しない里甲成員から現物が徵集されて、遂行された。諸暨縣に海塘修築費用を一部分負擔させようとした紹興府知府・南大吉の主張の論據は、ここにある。明初には、必要に應じて隨時科派され、不定期的であった州縣レベルを超える力役は、しだいに固定化して行き、里甲に編入されていた人民の大きな負擔となった。明代中期以降、徭役の貨幣納化が進展し始めたとき、最初に貨幣納が施行された役目は、在地の

農業生産とは全く無關係な、遠くの官署に赴いて就役する「遠役」であり、次いで州縣レベルを超え在地の再生産機構の維持と直接係わりがない大規模水利事業に對する負擔であった。貨幣納化が最も遅れた領域は、州縣レベル以下の、在地の再生産と係わる部分であり、明末の均田均役へ向けた改革まで待たなければならない。嘉靖初頭、朱廷立の施策は、すでに貨幣納化されていた州縣を超える負擔を可能な限り輕減しようとする意圖を持ったものである。

朱廷立の任期中に、州縣行政の一環として初めて水利問題が取り上げられるようになった理由として、嘉靖初期には諸暨縣においても里甲制が弛緩しつつあったことが擧げられよう。また、朱の主體的な條件として、彼が王守仁（陽明）に就いて學を修め、在地社會の問題に積極的に取り組むという姿勢を持っていたことを擧げなければならない。朱は嘉靖二年の進士であり、彼の最初の任地が諸暨縣であったことになり、地域社會の問題を解決しようという心的な態度を保持していたものと考えられる。明清期の政治思想と州縣行政の變化との間には、內面的な關連があったのではないであろうか。

（2）豪右（超・州縣エリート）

泌湖の耕地化が縣行政の對象となるきっかけを作ったのは、嘉靖三四―三七年（一五五五―五八年）の知縣・林富春である。當時、倭寇の被害が華東沿海の全域に及び、各州縣は、倭寇からの防衛に腐心していた。諸暨縣城の城郭は、明の成化年間（一五世紀半ば）以降、修築が行なわれておらず、いたるところで崩壞しており、この城郭の造築補強が急務となっていた。林知縣は、この費用を捻出するために、遊水池として縣北部の蕭山縣の農民に恩惠を與えていた泌湖（官有地であった）を、賣却することを思いついた。林は城門に榜示した布告に、「城郭はもともと官地であり、人民のあずかる所ではない。城郭は元來官が造るものであり、人民に迷惑をかけることはしない」[18]と述べ、一人の民をも笞打つことなく城郭を完成させようとした。

泌湖は宋代以來、用水・蓄水池として、耕地化を嚴禁されて來た。明代中期ごろ、湖の沿岸の住民が小規模ながら耕地化していた。縣の側は名目上は湖泊であるから稅糧を科すことは出來ず、里甲も置かれなかったために、湖の耕地化は大きな利益を十三處と稱される湖田保有者にもたらした。十三處とは、泌湖周邊の十三の同族集團を意味するものと考えられる。縣は湖田化を禁止しようとしたが、有效な方法はなかった。嘉靖三三年（一五五四年）、知縣・徐槐は湖田を調査し、この既成事實を追認する方針を示し、[19] 次いで知縣となった林が、縣の財源を得るために、民が湖泊を實質上買入れて耕地とすることを許可することになる。林の手に成る「修城記」には、「嘉靖三四年冬、監司に城郭を築造することを要請した。時に公金は缺乏しており、民力も盛んではなかった。〔そのため〕官有の泌湖を賣り、以て〔資金を〕補なうことを求めた。許可が下りたところで、一二月一一日から工事を始め、翌三五年六月に完成した。公私の費用は六萬餘り。[20]」とあり、その後に城郭築造に力のあった十六人の富民の名を掲げる。宣統縣志は、この富民の姓が十三である（袁・駱・蔡・吳・蔣・樓・兪・趙・黃・王姓各一人、壽・何・陳姓各二人）[21] ところから、この十三姓が卽ち十三處であると推定している。[22] この推定が正しいとすれば、泌湖の南方に位置する楓橋鎭を中心に勢力を持っていた大同族集團が、駱・樓姓であったことと符合する。

林知縣の施策が行なわれた後に、泌湖がいかように開發されたかを傳える史料として、碑文を一つ掲げる。「倭奴が變を惹き起した後、城郭のない縣は多く城郭を築いて守りとした。諸暨縣は以前から城郭を持たなかったが、零細で貧しいために〔築城の〕徭役を負擔することも出來なかった。巡撫が建議して、泌湖を田と爲すことを許し、民を募り小作權を買わせれば、すなわち築城の費に十分に充てられるとした。□（缺字—譯者）は認可した。そこで小作者を募る命令が行なわれたのであるが、しかし貧困で零細な力では、豐かな土地を小作できるだけであり、縣官が城郭を完成させることをなおも助けられないようであった。公（太保兼少傅であった陸公のこと—譯者）は慨然として、その低濕地を小作する者は、必ず堤を築くのを待ってから後に田とすることが出來る、田が造られ縣官を助けられるとすれば、〔堤を築く費用は〕む

だにはならないと考え、公は堤岸を修築させ、□（缺字のため意味不明―譯者）、〔築城の〕勞役に赴く者を救濟した。また一方で民と利を爭うようなことはせず、民で身體一つで田土を持たない者には、その小作料を輕くして、耕作させた。またその收穫を集め、豐作の年にはそれを積み、不作で不足したときに貸し付けて、貧しく食糧を買入れられない者を救った。ここにおいて諸暨縣の貧しくて〔泌〕湖の傍に住んでいる者は、歡び鼓舞して、みな更生できたようであった」(23)。この碑文は、嘉靖三九年（一五六〇年）の年號を有する「泌湖重修聖姑廟新建柱石橋碑」の一節である。聖姑廟は、諸暨縣の湖田地區全域の住民の信仰を集めている、かなり廣い宗教圏を有する廟であり、ここに泌湖に關する碑が立てられていることは、奇異なことではない。

泌湖の官有地賣却という縣の施策に乘じて、湖田の造成を推進した陸公なる人物が誰のことなのか、明らかではない。大官であり、從って科擧合格者であると考えられることを手懸りとして、紹興府出身の進士を檢討したが、確實にこれだという人物はいない。ただし、陸公が諸暨縣人ではないことは確かである。陸公は、縣の範圍を超越した有力者であり、資金を投じて土堤を築き泌湖の耕地化を進めていたものと考えられる。

林知縣の場當たり的な施策の結果、泌湖の耕地化が野放圖に行なわれることになった。『經野規略』に收められた泌湖關連の文章には、「泌湖が變賣され築城〔の財源とされた〕後、その勢いは驟(にわか)には回復し難いものとなり、官有の土堤の外は、人々に占據され私業とされてしまっている」(24)「嘉靖三五年に至り、倭寇への警戒のために〔泌湖を〕變賣し築城してからは、小高い丘はすべて官僚を出した家に歸し、中・低地は豪戸に農作され、稼穡の利を爭い、河川の災害を防ぐことを顧みないようになってしまった」(25)などとある。「豪戸」とは、前述の陸公のような社會的存在である。縣は、急速な耕地化にあわて、これを規制する動きに出たのに對し、耕地化を進めていた十三處などと稱される在地の有力者は、「豪右」に湖田を投獻（土地を名目上、權力者に獻納すること）することで對抗した。

「豪右」の一つの實例として、餘姚縣（諸暨縣の東北に位置する紹興府下の縣。境を接してはいない）出身のエリート・呂本

（謚は文安）を見ておこう。彼自身の手に成る「紫山梁公生祠碑記」に、「やせた田土で名を泌湖というものが諸暨縣にあり、租税・徭役はその縣〔が徵集した〕。そこで、諸暨縣の民は常に〔私の〕家と往來している」[26]とある。曖昧な表現ではあるが、泌湖の湖田を保有する諸暨縣民が、税糧・徭役の負擔から免れるために、投獻する必要から呂の家に出入していたと考えてよいであろう。呂本は、嘉靖一一年（一五三二年）の進士で、嚴嵩にへつらい、同三三年（一五五四年）には太子太保にまで官位を登っている。後に嚴嵩の失脚に伴なって中央政界に復歸できないことになるのではあるが、本節で扱っている嘉靖後期において紹興地方の有力なエリートであった。呂に投獻されてしまった田土に、諸暨縣が手出しすることは、一つには徭役負擔に對する優免の特權を呂が有するために、二つには呂が縣外に住んでいるために、ほとんど不可能であったと推定される。

宣統縣志は、先に述べた陸公とこの呂本の官位が符合することを根據として、陸公が呂本である可能性を指摘している。本稿はこの説を採らないが、兩者が同じ社會的範疇に入ると考える。州縣との關係から見ると、兩者は州縣行政にほとんど關與していない。

前項で見たように、嘉靖期の諸暨縣において、縣行政は在地の水利等に直接は介入しようとはせず、里甲制に基盤を置く圩長などの指導力を強化させる程度の關與に止まっていた。後節で述べる一條鞭法施行後の狀況と比較すると、州縣行政が地域社會に對して持っていた意義はそれほど重大ではなく、地域エリートも州縣行政をある程度無視することが可能であった。この時期における地域エリートは、州縣行政に積極的に介入しようとはせず、逆にそれを超越することによって、地域社會における權威を確保していた。彼らが、州縣の範圍を越える廣い地域の住民から土地の投獻を受けた理由の一つがここにある。

二　萬曆年間

（1）　一條鞭法施行後の州縣行政

浙江省では、嘉靖四四年（一五六五年）に巡按御史となった龐尚鵬の下で、全國に先がけて一條鞭法が施行された。これを受けて、隆慶元年（一五六七年）、諸暨縣において知縣・梁子琦が稅糧徵收方法上の改革を行なう。「投櫃之法」と呼ばれるものである。(27) 本來、稅糧の徵收と納入場所への輸送は、里甲制下の徭役として設けられた糧長の職務であったが、明代後期の諸暨縣では、收頭などと稱される者が代行し、不正を行ない、弊害が生じていた。「投櫃之法」は、納稅者が直接、縣の管轄下にある箱に稅糧を投ずるというものであり、プランの上では弊害を除くことが出來る（實際には、包攬と呼ばれる弊害が新たに發生するのではあるが）。(28) この改革の後、萬曆九年（一五八一年）に諸暨縣は一條鞭法を施行する。

一條鞭法は、稅糧の銀納化（金花銀）の定着と徭役の貨幣納化の進展を前提とする徵稅方法の改革であり、稅糧と徭役、特に明代中期以降に膨脹して人民の過重な負擔となっていた徭役を改變して合併し、州縣を單位として、人丁・田地に科派する方式である。一條鞭法施行前、諸暨縣の徭役は均徭法に從って科派されていた。卽ち、明初には不定期・不定量に科派されていた雜役が均徭法においては定期化しており、「甲」を單位として、里甲正役に就いてから五年目に雜役に服すことになっていたのである。均徭役の科派を行なうために、「虎首鼠尾册」という俗稱を持つ均徭册が編造された。これは俗稱の示すとおり、縣の各戶を戶則の高下にしたがって、上等戶から順番に書き並べたものであり、册の前に擧げられている戶に重い役を科し、後になるほど輕くして行き、單丁女戶は多く役を免ぜられるようにする。(29) この均徭法は弘治元年（一四八八年）に全國的に施行されたものであり、當時すでに一世紀近い時を經て樣々な矛盾をはらんでおり、負擔は妥當なものとは言えなくなっていた。府縣の庫の出納を司る役・庫子は、當時すでに銀納化されていたが、その負擔は

年三百兩以上になっており、均徭を科すときに、縣の吏はありとあらゆる不正を行なっていたのである。ここに一條鞭法を實施する必要性があったわけであるが、諸暨縣の場合、矛盾を解決することは出來なかったようである。負擔の重い役に關しては、矛盾がさらに擴大したとも言える。庫の出納の責任を負わされる庫役の例を見ると、一條鞭法施行後、役は廢され庫吏が用いられるようになったが、その他に「直櫃」と稱される金庫の管理を行なう役が新たに設けられ、本來は一條鞭法に基づいて解消されるべき負擔が、糧長に負わされた。卽ち、一條鞭法によって徭役に相當する部分を銀を納めているにもかかわらず、雜徭は依然として殘存、或は復活していることになったのである。

一條鞭法が地域社會に與えた影響を知るためには、稅役負擔の調整という視點からしばらく離れ、稅糧・徭役徵收の全體系における州縣官署の位置の變化という側面から、同法を見る必要があるであろう。(30)

基本的な事項を整理してみよう。國家の人民に對する科派は、稅糧と徭役とから成る。徭役は里甲正役と雜役とに分けられ、その內の雜役については、明代中期以降、州縣レベルを超える部分から貨幣納化が進展し、州縣官署が銀の形で徭役相當部分を徵收した。先述したように、嘉靖年閒にはすでに、州縣域外の水利事業に對する負擔の大半は、貨幣納が一般化し、負擔の決裁は州縣長官の責任下に移り、ときとしては、諸暨縣知縣・朱廷立のように供出を拒否することもあった。この動向を完成したものが一條鞭法であり、雜役の大きな部分が銀納化され、州縣に納められることになったのである。その後に殘存した徭役は、主に州縣官署の直接の管轄下にあるものである。一方、里甲正役も、他の科派項目と比べて貨幣納化が遲れていたが、嘉靖期には銀納化が決定的となり、負擔の基準の重心が人丁から田糧へ移行するようになる。一條鞭法はこの變化を前提とし、一州縣の役の工食數目・費用を合せて、秋糧と一括して徵收することにした。雜役と里甲正役の科派は、いずれも州縣が基本單位となったのである。

稅糧は夏稅と秋糧とに分類される。明初の規定では、諸暨縣の夏稅麥は約二・二千石、夏稅鈔一・三千貫、秋糧米は三二・三千石、秋科鈔〇・八千貫(31)となっており、秋糧米の比重が他の項目を壓倒している。明代前半期において、秋糧の徵

收は糧長の職分として遂行されていた。各里の里長は、里甲の税糧をまとめ糧長の管轄下に移し、糧長はその責任の下で、里長等を率いて指定の地點へ運び納付する。その輸送地點は、その地方行政官署の支出に充てられる存留部分か、他の地區へ移出する起運かによって異なる。存留部分の一部が、州縣の支出に充てるために、州縣の管轄下に入る。起運は、國費として中央に送る京運と、他地區の軍衞などに送る對撥とに分けられる。京運は漕糧と白糧とに分けられるが、後者は蘇州などの江南五府に課せられたものであり、この諸暨縣には係わらない。明初に京師が南京であったとき、糧長が自ら京倉に赴き漕糧を納付することは、それほど困難ではなかった。永樂一九年（一四二一年）に北京へ遷都した後は、軍運の比重が增大する。その方法はいくつかの種類があるが、一つだけ明確にしておく必要があるのは、漕糧が糧長の責任の下で州縣を經ずに、衞所倉に納められたという點である。税糧の徵收にあたって、州縣は監督者の立場にあったにすぎない。一條鞭法は、糧長の責任を輕減させた。卽ち、銀納化されていた部分の税糧は、糧長の責任を離れ、人民が州縣の管轄下にある箱に直接納める（自封投櫃）方法が廣く用いられるようになり、本色として殘された漕糧のみが糧長の責任で納められることになったのである。しかし、この部分も、一條鞭法徵税體系の改善の結果、清初には州縣官署が納税者から收納した漕糧を、州縣官の責任において運軍に引渡すことになっている。浙江省で、漕截と呼ばれる方法である。以上のように基本事項を整理すると、一條鞭法が税糧・徭役の科派のすべてに亙って、州縣官署の責任を重くし、州縣官署の管轄範圍を廣げていることが明らかとなるであろう。

徵税體系に占める州縣の責任の增大は、必然的に州縣行政の質的な變化をもたらす。このことは、水利に關する公文書の文面から窺うことが可能であろう。萬曆二九年（一六〇一年）四月、諸暨縣七十二湖の一つ、大侶湖の居民は、布政司使に對し次のような上申をする。「紹興府諸暨縣六十八都の呈狀人・王鎭六……等は、裕國救民に關して上申する。本縣大侶湖廟嘴頭では、被害を受けた土堤が一二〇餘丈になり、その內には七湖の糧田（税糧を課せられている耕地—譯者）五萬半〔畝〕がある。縣民の生命に關わる土堤は低地にあるため、上からは金華・衢州の增水の影響を受け、下からは錢塘江

の潮汐の影響を受け、増水のたびにまるで糸のように倒壊し、手のひらのように薄く頼りない。……伏して乞う。國税民食を念じ、縣に命じて、圩長・蔣京六十五……等を監督させ、今の農閑期を利用して、田土を多く保有する大戸・蔣太四十九……等を動員させ、計畫的に杭を打ち石を積ませていただきたい。……」[32]。この上申書から、國税の徴收を保證するために、縣が水利の整備に對して責任を負っているという見解を讀み取ることが出來る。同年一二月の諸暨縣から布政使司に出された報告に據ると、縣は右に掲げた上申を受けて、土堤の修築を行なっている[33]。

明末以降、水利は州縣官署の主導の下で維持されることになる。この實例を『經野規略』に收められた「開治河渠申文」の中に見出すことが出來る。「卑職（諸暨縣知縣劉光復のこと—譯者）は本縣の地勢が低く、毎年水害に苦しんでいるのを見て、わずかなりともそれを救濟したいと考えている。故に夏秋以來、常に江岸を巡視し、流れを阻害しているものを取り除いた。縣下七〇餘里の原地名・黄沙匯に至ると、河流は北へ向い屈折して南にもどっていた。約一〇里ばかりで、匯頭から突っ切ると、五二丈に過ぎない。三江を通じ流れに從ってさらに三〇里下ると、原地名・蔣村匯に至る。この地は山陰縣に屬している。ここで河は西北に向い屈曲して東南に流れ、その長さ五里餘り、匯中から突っ切ると三〇丈に過ぎない。私は湖民に『ここから開削すれば、工費は少なくして、増水を緩和でき、上流の水は退き、排水し易くなる。河を治めるのに、これ以上の方法はない』と語った。この民は皆、喜びの聲を上げ、適切であると答えた。長老が言うには『この地は縣の域外です。異議が出る恐れがあるので、速やかに工事をすべきです』とのことである。卑職は、すぐにその田土十六畝を買い上げ、九月十五夜の日、二鼓（朝八時頃—譯者）に票を發して湖夫を召集した。翌朝かけつけた者は約三千人以上、人數を計算して分擔を決め、〔私が〕自ら指揮監督した。三日にして完成した。……」[34]。この治水工事は、諸暨縣の利益のために、知縣が資金を出し、縣民を動員して行なわれたもので、完全な縣主導の事業である。この河川改修のため、下流域の蕭山縣が増水の被害を受けることになった[35]。卽ち、州縣がその徴税の責任を果たすため、明末以降、ときとして州縣エゴイズムとでも言うべき傾向が出ることとなったのである。

（2）郷紳（未組織州縣エリート）

明代、泌湖の税糧は諸暨縣住民の負擔ではなく、泌湖と連結している浦陽江の下流に位置する蕭山縣の負擔となっていた。[36] 浦陽江は元來、直接山陰・會稽平原に注入しており、衢州・金華盆地の增水と海潮逆流の影響を受け、しばしば蕭山の一部に洪水の害を與えた。その當時は泌湖がこの浦陽江の增水を緩和する貯水池の機能を果しており、元初に蕭山縣の十六・十七・十八都の住民が泌湖の税糧を代納することが定められた。この狀況は明代に引き繼がれる。宣德年間（一四二六―三四年）以降、主に紹興知府の下で浦陽江の改修が進められ、天順年間（一四五七―六三年）に磧堰が築かれた結果、江は流れを大きく變え、山陰・會稽平原に入らず西流して直接錢塘江に入ることになった。[37] 以後、蕭山縣は洪水禍から救われることになり、泌湖の貯水機能に頼る必要はなくなったのである。しかし、泌湖の税糧は依然として蕭山縣の負擔となっていた。一條鞭法が施行されると、蕭山縣の特定の里が泌湖の税糧を負擔しているというレベルの問題ではなくなり、蕭山縣全體の税糧負擔がこのために不當に重くなっていると認識されるようになり、縣レベルの問題となった。蕭山縣志が「蕭賦の重は蓋し此に緣る」と述べるのは、このためであろう。萬曆三六―四一年（一六〇八―一三年）の蕭山縣知縣・林有臺は遂にこの矛盾を上申し、税糧を歸すべきところに歸するように求め、上級官廳（布政使司か？）は調査を命じている。

諸暨縣の側でも、泌湖の耕地化が進展している狀況下で、泌湖を税賦の空白地として放置しておくわけにはいかなくなりつつあった。しかし、泌湖の湖田に相應の税糧を科そうという縣行政上の努力は、大きな抵抗にあう。『經野規略』に收められている「疏通水利條陳」の中にその例を見出すことが出來る。「低濕地の税糧額を均衡のとれたものとし、貧窮を救うこと。泌湖は初め各湖〔田地區〕の遊水・貯水の所であったが、現在では、圩（水田のまわりの土堤―譯者）を築いた結果、上流に位置しているためにかえって地盤はしっかりとしていて排水しやすく、土地は肥沃で收穫も多く、しかも

水害を被っても輕くてすむ。税糧を納めるにあたって、上則〔の田土〕は毎畝科銀七厘三毫、中則は毎畝科銀五厘九毫、下則は毎畝科銀三厘五毫であり、別に徭役は科せられていない。これに對して他の湖〔田〕、例えば白塔湖の金家等、潺高湖の十二堡等の處では、三年の内二年が凶作、十を植えて九が稔らないといったありさまであるにもかかわらず、毎畝四分の條糧（一條鞭法に基づく税糧―譯者）を〔納めねばならず〕、里甲夫役の費用も少なくない。……私（劉光復のこと―譯者）は、低濕地は毎畝銀一分五厘〔兩〕（原文は壹厘五毫とあるものを、文脈から推して改めた―譯者）とし、養魚灌漑の利があるものは、その倍にしても重すぎはしないであろう。泌湖の居民は、久しく〔湖田を〕經營して、轉々と保有者が代っており、一方的な命令で解決しようとすると必ず紛爭が起こる。他の湖〔田地區〕も尻馬に乗り、議の可否が定まる前に驟に情勢が變り、いたずらに混亂を招くことになりかねない。そこで〔泌湖の湖田について〕、上則は二畝を一畝に〔換算し〕、中則は三畝を一畝に〔換算し〕、下則は四畝を一畝に〔換算〕するに如くはない。……このようにすれば、税糧は整理され、經營者も定まり、泌湖は從來どおり喜んで從い、收穫が少ないものは税糧も輕くなることになり、窮民は困苦を免れることが出來る」(38)。この條文は曖昧なものであり、右の譯文には譯者の解釋が加えられている。解釋の第一は、原文に「塘蕩」を、生産が不安定であるために科税上、一般の田土と區別される湖田であるとしている點である。劉光復は、泌湖とそれ以外の湖の「塘蕩」に區別をつけず、同一の規準で科税しようとした。この規準は原文に據ると毎畝一厘五毫とあるがこれは、元來負擔が輕すぎるとされる泌湖の湖田の規準よりも輕いものであり、つじつまが合わない。そこで、これは毎畝一分五厘の誤りであると解釋した。このように解釋して始めて、劉の案が實施されると泌湖において紛爭が起きるとある箇所が理解される。何故ならば、税負擔が重くなるために劉の原案に反對するのであるから。原文の通り毎畝一厘五毫であったとしたら、反對する理由はない。劉は、泌湖の反對を恐れ、妥協策として、泌湖の湖田について換算することにした。その換算率に基づいて計算すると、上則は毎畝七厘五毫、中則は毎畝五厘、下則は毎畝三厘七毫となり、元來の規準と近い數値になる。以上の解釋に基づいて劉の案の性格を見ると、それは税制合理化のために湖田に一率に税

糧を科そうとしたものであったが、泌湖の湖田保有者の反對を恐れ、面積を換算し、一畝あたり同一規準という外見だけを保ったものである。

劉の原案が骨抜きにされる背景を窺わせる興味深い文章がある。諸暨縣出身の大官・駱問禮の手になる「開里私問」である。これは、縣行政擔當者を論議の對象と想定し、縣行政の咨問に答える形式をとって、最終的には泌湖の湖田保有者に有利な結論を出す、きわめて政治的な文章である。論旨は、縣內にある賦役負擔の格差を是正するために泌湖のある五十九都に新たに里を設けるという縣行政擔當者の見解に論駁を加えるところにある。始め一般論を行ない、里を新設するよりも里の數には手を加えず賦役負擔を調整して均等にした方がよいと論ずる。何故ならば、里を新設すれば縣全體の賦役はそれだけ增加することになり、それは人民の負擔を重くする當を得ない政策であるからである。しかし、里の閒の格差を均等にすることも不可能である。一縣の鄕・都は自然・人文地理的條件が均質でないために、均一ではない、もし鶴の首を鳧の足に繼げるなら各區畫を均等にできようが、そのようなことは不可能だ。文章の半ばにて、ようやく泌湖問題が出る。「〔縣行政擔當者〕『〔均等にすることも里を新設することも不可能であるとすると、殘る方法は里を合併することしかない。しかし〕某都某圖を某都某圖に合併することは、容易ではないと思われる。そうであるとすれば、〔今まで里の置かれていない〕五十九都に里を置くことは、よい方法ではないのか。』〔駱問禮〕『私はそれを置くという意味を理解できません。土地があって人民があり、しかる後に徭役を取りたて、そのために圖里を置くのであり、徒らに表面だけを飾るためではありません。今、人民がいないのに、人民が有るとすることで、いったい誰を欺くというのですか。圖里がない場合にどのような損があり、ある場合にどのような利があるのでしょうか。この五十九都は泌湖のことです。そこは、都はあるものの里がないという狀態が、何百年續いていたのかわかりません。現在すでに田土となったので都里を作るというならば結構なことですが、圖里を編成するには、その現地の人民を編成しなければなりません。〔泌湖の湖田保有者はすでに他の里に屬しているわけですから、五十九都に里を置くことは卽ち〕別都〔の人民〕を驅りたててそれに

充てることになり、どうして〔徭役を〕とりたてたと申せましょうか。天下の功というものは、必ずしもすでに現われているとは限りません。泌湖が本當に存在していてよいものであるとすれば、生氣が集まり人口が增加し、戶口が多くなってから、將來圖里を置いても遲くはありません。もし存在すべきでないのであれば、〔耕地を廢して〕湖沼にもどしてしまうべきでしょう。今、〔里を〕置くと、後日これを除こうとしても困難です。この責任は誰が取るのでしょうか。……』。[39]」。駱問禮の主張は、要するに泌湖の湖田問題に縣行政がこれまで以上に介入してはならない、現狀のまま放置しろということになるであろう。

駱問禮は嘉靖四四年（一五六五年）の進士で、官位は南京刑科給事中にまで登った人物。萬曆三六年（一六〇八年）に家鄉において沒している（『明史』卷二一五、列傳には、「萬曆初、屢遷湖廣副使、卒」とあるが、彼の文集には萬曆後期に書かれた文章が收められており、『明史』の記載は誤りであると考えられる。或は、戊申〈萬曆三六年〉を甲戌〈萬曆二年〉と取り違えたものか）。萬曆後期、彼は諸暨縣における典型的な狹義の鄉紳、卽ち鄉里における官僚經驗者である。「開里私問」において駱に咨問している者が具體的には誰なのかを明らかにすることは出來ない。しかし、中央政界では失脚してはいるものの、駱は官界に人脈を持っており、官僚機構の末端に位置する知縣にとって、その壓力は常に抗し難いものであったと想像される。ここに駱が泌湖の湖田保有者の代辯者として縣行政に介入する理由がある。

駱問禮の屬する駱氏は、泌湖に近い楓橋鎭を基盤にしている有力な同族集團である。駱の文集には、「族譜」という項があり、[40]それによると、駱氏は南宋時代に楓橋の地に移住定着し、始遷祖から數えて駱問禮の世輩は第一三代にあたる。第九代の駱象賢について、正統年間（一五世紀前半）に稻穀千石を災害救濟のために寄付して敕旌を賜わったとあり、明代前半にすでに在地有力者を出している。駱問禮の時代でも、鄉村の長老は、この禮は溪園公（駱象賢のこと）より始まる、この法は溪園公より始まると語っていたとあり、駱氏は有力同族集團として、當地の社會秩序を支えていたと考えられる。駱氏は、やはり楓橋鎭の有力同族集團・樓氏との間に、密接な婚姻關係を結んでいる。嘉靖後期に、泌湖の湖田を保有し

ていた駱・樓の兩氏と同一であると考えられる。萬曆後期、湖田の保有者は同族という回路を通して鄉紳・駱問禮に働きかけ、縣行政を自らに有利な方向に導こうとしていたものと推定されるのである。

三　清代前・中期

(1)　徵税と州縣行政

清朝は、一條鞭法徵税體系を引き継ぎ、胥吏などによる中間搾取を排除するために改革を加えていった。(41) 改革の目的は、州縣の徵税をより確實なものとするところにあり、結果として、徵税における州縣の中央に對する責任が明確化されることになっている。順治六年（一六四九年）、納税通知書とでも言うべき易知由單が頒行され、各州縣單位に額徵・起運・存留・漕糧などを記入し、上は布政司へ、下は各納税戶に送られることが定められる（この方法は繁雜であり、胥吏に中間搾取の口實を與えるために、康熙三九年〈一七〇〇年〉に簡略化し、滚單の法に改められた）。順治一〇年（一六五三年）には、納税を確認する方法として、二聯票が制定され、納税のときに納税者と州縣官署との雙方に、各々納付された税額等を記した票が殘ることになる（胥吏が檢査に必要だとして納税戶に票を渡さず、弊害を生むために、改良が行なわれ、最終的には三聯印票の法として定例化された）。康熙二〇年（一六八一年）、それまで府州縣レベルで施行されていた自封投櫃の方法が、浙江省レベルで定例化され、これによって、州縣官署の管轄下にある櫃（はこ）に納税者が銀を投ずるという方法が、制度として安定したものとなった。

州縣官署は徵税の責務をどのように果たしていたのであろうか。諸暨縣の南米（南方各省の漕糧）は、元來は原物の形で徵收され、紹興府に送る部分以外はすべて省の倉へ納められて、滿・漢の兵餉および織造の匠役の月糧に充てられていた。しかし地方によっては良質の米を産出せず、山間僻地に位置して船による輸送が出來ず、現物を納めることが困難で

あった。康熙・雍正の間、毎年縣下の郷村の代表を城隍廟に集め、米の價格を議定し、銀の形で納め、縣は人を杭州に派遣して當地で米を購入し、省の倉に納めるようにしていたという。この狀況は雍正五年（一七二七年）まで續いていた。[42] ここから窺われることは、州縣行政として徵稅が遂行されるようになると、州縣官署は地主層の意向を無視できなくなり、廣範な地主層の意見を吸い上げる機構を必要とするようになったということである。

雍正四年（一七二六年）、浙江省において地丁銀の施行が決定され、翌年賦一兩につき丁銀〇・一四五程度を徵收されるようになると、州縣行政と地主層との關連は、さらに密接なものとなる。この點を、雍正一〇年（一七三二年）に知縣・崔龍雲の名で出された「申嚴順莊滚催、實革里書永禁碑」[43]に據って見ておこう。この嚴禁碑は、計開として七條を掲げている。その第四條には、「里書の弊害を取り除く方法。これまでの里書は悉くやめさせ、名を更えて居坐ることのないようにする。〔里書が〕保管していた册籍（土地臺帳―譯者）は取上げて官に收め、記入の職務は誠實な縣の書吏が取扱う。毎年クジで擔當者を換え、同一人が長く取扱うことがないようにする」とある。この里書の排除と共に、第七條は次のように規定している。「推收（土地保有者名義書換え―譯者）を定める方法。……現在、大造の年（十年に一度の黄册の改訂―譯者）にあたり、暫時、各圖の田を有する殷戸で希望する者を一人、册籍の管理に充てる。推收が完了したら〔官〕（原文缺字―譯者）に〔册籍を〕渡して歸農する。毎年、同じ者に册籍を管理させてはならない。……」。要するに、縣行政當局は里書を廢して、殷戸と呼ばれる社會層に在地における職務を負擔させようとしている。この殷戸は、「各圖有田殷戸」とあり、大造の後は「歸農」させるとあるところから、在地地主であることは確實である。州縣における徵稅の合理化は、在地地主の一部を行政の末端に組入れることによって進められたのである。

（2）邑紳（集團的州縣エリート）

明末に知縣・劉光復の下で水利組織の改革が行なわれたものの、清代乾隆年間（一六世紀半ば）ごろから、組織は弛緩し

始めた。乾隆九年（一七四四年）に生員・姚志潢の名で上申された「條呈潮埂事宜」[45]には、「各湖には圩長がいるものの、官憲が強制しなければ、呼應しようとはしない。蓋し、これらの圩長の中には、勤勉な者と怠惰な者とがおり、公共の事を考える者と私利を圖る者とがいる。或は、彼此と私情にとらわれ、或はあれこれと様子を見て、いたずらに先例を引っ張り出し、少しも成果があがらない」とある。

嘉慶二五年（一八二〇年）、邑紳の兪鍊など一七人の連名で、湖田地區の排水を阻碍する堆積土砂を浚渫することが、縣に上申された。[46] この一七人の邑紳の内、科第表に名を確認できる者は、嘉慶一二年（一八〇七年）に擧人となり天津縣知縣を務めたことのある錢衡、嘉慶二四年の鄉試において副貢となった兪啓茂の二人に過ぎない。邑紳の範疇には、第二章で取上げた駱問禮の如き狹義の鄉紳（鄉里における官僚經驗者）の他に、科第表に名が出ない生員なども含まれていたことが明らかとなる。

彼らはどのような社會層に屬していたのであろうか。前稿で紹介したように、兪鍊などが提起した浚渫事業の具體策は、不在地主制が進展している狀況下で、圩長が不在地主から水利整備の費用を徵收することが、いかに困難であるかを述べ、「もし前轍を地主が依然として踏もうとするならば、〔圩長が〕その名を〔縣官署に〕報告することを許し、〔縣官署はその不在地主を〕壯卓に命じて枷をはめさせ、土堤の場所に繫ぎ、工事が始まるまで釋放しないようにする。一を懲め百に警告を與えれば、事業は成功するだろう」[47]と申し立てている。この點から見ると、邑紳の上申は、在地地主層の利害を反映していることは確實であろう。科第表に據ると、錢衡は西安鄉江藻に居したとあり、兪啓茂は花山鄉に居したとあり、いずれも鄉村に住んでいた。

しかし、邑紳＝在地地主であると割り切ることは出來ない。兪鍊などの連名の上申を受けた知縣・鵬圖は、水利事業に必要な費用を見積り、それを湖田地區全體の耕地に均等に科派するという案を出す。在地地主の水利に對する負擔を輕減させ、在地地主にとって有利なものであるが、この案は湖田地區全域に分散的に土地を保有している不在地主にとって

は、承服し難いものである。兪鍊などの邑紳は、知縣の「該紳士等は、卽ぐに再び逐一議覆せよ」[48]という咨問に對し、次のような回答を出した。「〔知縣の出した案に從って〕沿江と湖內〔の田土〕に均等に費用を科派すると、費用を出す家は模樣ながめの態度を取って引き延ばし、圩長に任じている者は逡巡し畏縮することになります。……湖內〔の田土〕に科派するといっても、〔湖ごとに〕規定が異なっています。地主が出費するところ、小作農が出費するところ、地主・小作農の雙方が出すところ、勞働力を出すところなど、湖ごとに異なり、埂ごとに異なっているために、全體に均等に科派することは、實行不可能です」[49]。兪鍊などの邑紳は、湖田全體に科派するという、在地地主にとって有利な、しかし不在地主にとっては不利な政策案を退けている。この點から、邑紳の主張の中に不在地主層の意向も包攝されていると考えてもよいであろう。

明末萬曆後期に現われた州縣エリートは、知縣と個人的な關係を持ち、私的な回路を通して、州縣行政を左右していた。清代における稅制の合理化の結果、州縣行政が殷戶と呼ばれるような在地地主を含む、廣範な社會層に依存するようになると、行政に在地地主から不在地主に至る各層の意向を反映させる必要が生ずる。この變化に對應して、州縣エリートは、明末の段階から一步進み、集團化され、集團として州縣行政に參與するようになる。彼らは、自らの中で利害を調整し、一つの政策にまとめあげ、知州縣官に提示する能力を持っていたのである。

おわりに

明・清兩代を通して、地域社會と官僚機構との接點に立っていたものは、地域エリートであった。しかし、その接續のあり方は、一條鞭法施行・清代前期・太平天國鎭壓を畫期として大きく變化して來たのではないであろうか。本稿は、この點を州縣とエリートとの關連に焦點をしぼって解明しようという一つの試みであった。

明代後期の嘉靖年間は、里甲が糧長を介して國家に對し稅・賦の責任を負うという體制が崩壞し始めた時期である。州

縣は、里甲制に基づく生産の條件の維持力を強化する政策はとるものの、水利などの生産の現場に直接介入することは少ない。そのために、地域社會にとって、州縣行政の持つ重要性は、後代と比較した場合、それほど大きなものではなかった。地域エリートが州縣行政に關與する必要性も少なく、州縣官署と無關係でいることも可能であった。彼らは優免の特權を享受し、州縣官よりも上級の官僚と結びつき、州縣の範圍を超えて權威を行使していた。州縣を超えた投獻が當時、社會問題となっていた理由の一つはここにある。

一條鞭法施行後、州縣が徴税の責任を國家に對して持つようになり、その責任を果たすために、生産の現場への直接的介入を強めた。地域社會にとって、州縣行政の持つ意味は、驟に增大する。明末・萬曆期には、この州縣の性格の變化に對應し、州縣行政に關與する地域エリートが現われる。彼らは同族關係などの、私的でインフォーマルな回路を通して、在地の要求をすい上げ、知州縣との個人的な關係を利用して、その要求を行政に反映させようとする。清代になると、この回路は成熟し、制度化されてくる。鄉紳（官僚經驗者）ではない者を含む集團的エリートが形成され、地域社會の利害を合議を經て政策にまとめ、州縣行政に參與するのである。江南地域では、明末期にすでにその萌芽が見られるが、浙東地方においては、清代に集團的エリートが成立するものと考えられる。

本稿の論證の範圍を超えるが、太平天國革命の鎮壓過程で、一方において地主制を再編するために、州縣エリートの回路はさらに成熟し、フォーマルな組織を持つようになり、[50] 他方、省縣財政と呼べるものが成立した結果、[51] 省紳を頂點とする回路の中に、州縣エリートの組織が包攝されることになる。

註

（1）『東洋文化研究所紀要』九四、一九八四年。

（2）濱島敦俊『明代江南農村社會の研究』（東京大學出版會、一九八二年）。

（3）浙江省測繪局『浙江省地圖册』（地圖出版社、一九八一年）。

（4）「吾邑湖田捍水之隄、俱呼曰埂。蓋方言也。」（宣統『諸暨

縣志』卷一三、水利志)。

(5) 日本に現存する本縣の縣志には、康熙年間序刊本・乾隆三八年序刊本・宣統三年序刊本の三種がある。本稿では、康熙縣志などの如く記すことにする。

(6) 康熙縣志、卷一二、序記志。

(7) この記事に據ると、嘉靖三年に旱・水害を被ったことになる。宣統縣志の災異の項には、嘉靖二年大水、五年旱とあるだけである。朱の記す旱・水害は小規模なものであったと思われる。

(8) 乾隆『紹興府志』卷一六、水利志三に基づいて、明清兩代に亙る海塘の管理狀況を見ると、山陰縣では成化八年に風潮のため大きく崩壞した後、萬曆二年まで本格的な修築は行なわれておらず、會稽縣では、正德七年に崩壞した後、土を築いて補修したに止まり、石積みの防潮堤が築造されるのは、康熙五七年まで待たなければならなかった。嘉靖年間、紹興地方の防潮堤は、かなり荒廢していたものと推定される。

(9) この議論を出したのは、嘉靖二—五年の紹興知府・南大吉(字元善・號瑞泉)。萬曆府志、卷三八、人物志四、名宦後。

(10) 康熙縣志、卷一二、序記志。

(11) 朱は全體として八百餘兩の額外の差費を輕減した。同前註(10)。

(12) 山根幸夫『明代徭役制度の展開』(東京女子大學學會、一九六六年)、小山正明「賦・役制度の變革」(『岩波講座世界歴史』一二、一九七一年)、濱島前揭書前註(2)など。

(13) 康熙縣志、卷一。

(14) 原本は日本に現存していない。筆者は、浙江省圖書館において、嘉慶・同治の二つの版本を閲覽した。森田明「明末の劉光復と『經野規略』について」(『皇學館論叢』一七—一、一九八四年)、同氏「明末浙東水利の一考察——諸暨地方を中心として——」(『史學研究』一六五、一九八四年)を參照。

(15) 劉光復「白塔湖堰閘記」(『經野規略』正卷。宣統縣志に引用されている)。

(16) 同前「高湖堰閘記」(同前)。

(17) 王守仁「書朱子禮卷」は次のように述べる。「子禮爲諸暨宰問政、陽明子與之言學而不及政、子禮退而省其身、懲己之忿、而因以得民之所惡也。窒己之慾、而因以得民之所好也。舍己之利、而因以得民之趨也。惕己之易、而因以得民之所忽也。去己之蠹、而因以得民之所患也。明己之性、而因以得民之所同也。」(王守仁『王文成公全集』卷八、文錄五、雜著)。

(18) 萬曆府志、卷二、城池志。

(19) 宣統縣志、卷一三、水利志。

(20) 宣統縣志、卷三、建置志。

(21) 宣統縣志、卷一三、水利志。

(22) 本稿第二章(2)を參照。

(23) 宣統縣志、卷四四、金石志。

(24) 「疏通水利條陳」第一條。「先年小雨、猶不汎溢者、以泌湖蓄水、而堰外多隙地、河廣足以容流也。今泌湖變賣築城、勢難驟復。官堰之外、人人佔爲私業、起庄房於溪灘、植桑柳

於河中」（『經野規略』上卷）。

(25) 「議存泌湖申文。」「泌湖爲蓄潴之所、以殺水勢。初存五萬餘畝。小雨猶不漲溢。逮嘉靖三十五年、倭儆變價築城。高阜悉歸宦門、中下亦佃豪戶。各爭稼穡之利、不顧防川之灾。河窄如喉、受流若咽、驟霜終朝、一望成沼」（同前）。

(26) 宣統縣志、卷四四、金石志所收の「泌湖重修聖姑廟新建柱石橋碑文」に對する案語の中に引用されている。この碑文は、呂本の文集『期齋呂先生集』には收められていない。

(27) 宣統縣志、卷一六、田賦志。

(28) 一條鞭法に關しては、岩見宏「明の嘉靖前後に於ける賦役改革について」（『東洋史研究』一〇―五、一九四九年）、栗林宣夫「一條鞭法の形成について」（『清水博士追悼記念明代史論叢』一九六二年）、山根幸夫前掲書前註(12)その他を參照。

(29) 「一條編。一條編之法、嘉靖年間起於御史・龐惺菴公尙鵬。蓋舊法十甲里長第一年當役、則第六年審均徭二年當役、則七年均徭。編均徭、則造爲虎首鼠尾册、在前者當重差、以漸而輕、落後遇單丁女戶、則多從免役。年久俗弊、輕重多不得其平。如庫子一名、編工食三兩五錢、當一年用三百金有餘不止。其他雖不盡然、而中間亦不軒輊。當審時鑽求、請托公行、衙門人乘之爲奸、無所不至。龐公知其然、爲改作一條編、將里役條編、照丁田均作十年。初時人亦以爲不便、蓋舊法十年中惟應役二年、而條編則年年編役出銀、單丁女戶俱不得免。……變化之時、地方之時宜、不一。有司之意見、不同。輕重多寡、不能盡中其則而日久弊生。廢置、各從所見。姑舉其一二。如革庫役、所以用庫吏。今則庫吏雖在、復有所謂直櫃、卽添直櫃、亦當取之於條編、而取之糧長。斗級本在條編、而亦移之糧長。甚至坐派於泌湖、支分旁出、不唯一事矣。……」（駱問禮『萬一樓集』卷五六、續羊棗集九）。

(30) 前註(28)、及び梁方仲『明代糧長制度』（上海人民出版社、一九五七年）、星斌夫『明代漕運の研究』（日本學術振興會、一九六三年）、同『大運河發展史』（平凡社、一九八二年）等を參照。

(31) 萬曆府志、卷一四、田賦志一。

(32) 「大侶湖居民呈詞。紹興府諸暨縣六十八都呈狀人・王鎭六・石齊四十七・陳斌四十八・郭東五十・石蒙二十等、呈爲裕國救民事。本縣大侶湖廟嘴頭、患埂一百二十餘丈、內包七湖糧田一十五萬半。縣民命攸關、埂坐低窪。上接金・衢洪水、下受錢塘江潮、每遇洪水、衝塌如線、單薄似掌。……伏乞軫念國稅民食、准批廉縣、督率圩長・蔣京六十五……等、乘今農隙、着各田多大戶・蔣太四十九……等、估辦樁石、監督完工。……」（『經野規略』上卷）。

(33) 「紹興府諸暨縣、爲裕國救民事。」（同前）。

(34) 「開治河渠申文。紹興府暨縣爲開治河渠臻永利事。卑職見本縣地勢低下、歲苦水災、思稍救其萬一。故夏秋以來、每巡視江岸、芟鋤壅塞。踏至縣下柒拾餘里土名黃沙匯、河流北行復折而南、約十里許、自匯頭穿透、不過五十二丈、卽通三江順流、又下三十里土名蔣村匯、則係山陰地方、河向西北、復折東南、約五里餘、自匯中穿透、不過三十丈。職謂湖民曰『從此開去、工費亦易、水長可殺、上流水退、易得歸瀉、治河無

以易此。』民咸懽呼稱便。長老又曰『此隔縣地方、恐有異議、須速治之。』卑縣卽給價、買其田拾陸畝。比九月十五夜已二鼓、飛票召集湖夫、詰朝趨赴者、約三千餘人。計人授地、親爲指督。三日而成。……」（『經野規略』上卷）。

（35）「萬曆閒、暨令劉公率民直抉河流。若建瓴而下。蕭之六・七・八都、水患滋甚。」（康熙『蕭山縣志』卷一〇、田賦志）。

（36）「代納暨湖糧說」（同前）。

（37）斯波義信「『麻溪改壩爲橋始末記』について」（『西嶋定生博士還曆記念・東アジア史における國家と農民』山川出版社、一九八四年）。

（38）「一、均塘蕩額糧、以救枯貧。泌湖初爲各湖瀦蓄之所、今築成圩、反居上流、泥堅水瀉、地衍土肥、所入既多、受患反輕。納糧上則每畝科銀柒厘叁毫、中則每畝科銀伍厘玖毫、下則每畝科銀叁厘伍毫、別無差徭。而各湖、如白塔湖金家等・潺高湖十二堡等處、三年兩荒、十種九空、每畝肆分條糧、里甲夫役費、且不資。……職謂塘蕩每畝課銀壹厘伍毫、而有育魚灌溉之利、卽倍之、亦不爲過。泌湖居民、久已成業、轉賣多主、一方待命、勢在必爭。衆湖俱尾其下、議棄未必、驟益變更、徒滋擾攘。莫若將上則者二畝則一畝、中則者三畝則一、下則者四畝則一。自度不能成田者、告鳴攤埂、永不許成田、止許魚草之利。與塘蕩科則、而各湖甚低處、酌量議則、沿江通潮湖、亦分別起科。如此、則糧成業定。泌湖固在樂從、而入薄稅輕、窮民可免逋累。似亦通變宜民之術也。伏乞憲裁。」

（39）「開里私問。或問曰『子謂邑令均里乎。』問禮曰『未也。語謂糧不過縣、丁不過都、在一里、則自然當均、在一縣、則不能必均。邑令開里、余謂開之不如均爾。其理易見。時正啜茶、卽以兩甌譬之。減滿者以益不足、則此損而彼有益、徒分其滿者、使與不足者等、則損此而初無益於彼爾。』曰『然則均之當乎。』〔問禮〕曰『……一邑爲若干鄉若干都、而鄉與都亦未嘗一。何者。辨土地・均道里・協人情、如十指然、各足其用而已。截鶴之頸、以續鳧之足、而可爲也。……然則必不可均乎。……。』……曰『某都某圖卽附某都某圖、便覺多事矣。然則置五十九都之里可乎。』〔問禮〕曰『吾不知其置之之意也。有土地而後有人民、而後有征徭、而後置圖里、非爲觀美而已也。今無民而爲有民、吾誰欺乎。無之何損、而有之何利乎。夫五十九都泌湖也。其有都無里、不知幾百年矣。今既田之、則都里之、誠亦有見。然圖里之、必當圖里其土著之民。今驅別都以充之、何謂而發乎。夫天下之功、不必皆已出也。使泌湖而信可居矣、生聚將日蕃、戶口將日衆、異日圖里之、未晚也。如不可居、終當爲湖。今日置之則易、後日去之則難。誰任其咎乎。……』……」（駱問禮『萬一樓集』卷四〇）。

（40）『萬一樓外集』卷九、族譜。

（41）山本英史「『自封投櫃』考」（未定稿）。

（42）宣統縣志、卷一六、田賦志。

（43）同前。

（44）里書のような社會的存在を排除することは困難である。清代末期に諸暨縣には「莊書」と呼ばれる者がおり、土地臺帳を掌握し、土地名義書換えのとき、賣主・買主の雙方から金

錢を取っていた（『諸暨民報五周年紀念册』一九二五年）。

（45）宣統縣志、卷一三、水利志。

（46）『諸暨民報五周年紀念册』。

（47）「……一、重圩長以嚴催課。近年湖埂之事、圩長怠惰、每因業主疲玩所致。每見湖冲決、圩長殫竭心力、糾集鄉夫、及至告成上門兜費。有田之家、多推婦女應門、不曰『男人故客』、則曰『出門賣買』。下次復然。及男人相遇、先責浮派、次說情節。近村猶可、遠地不堪。二三次一走、費僅幾許、而圩長茶烟酒飯一吃、立化烏有。此風在縣城有田之家更甚。……如有業主仍蹈前轍、許其指名稟究、即着壯皁枷押埂所、完工開釋。懲一儆百、則事可成。」（同前）。

（48）「知縣鵬圖批示云『……凡七十二湖田畝、如遇水漫、均相連累。今既設法疏濬、無論坐落廓裏沿江、自應通攤派費、庶每畝出錢不多、衆擎易舉。現擬挑濬沙墩之外、挖深若干、自某處起至某處止、共需工費若干。共有湖田若干。每畝派錢若干。共可派錢若干。均應議定章程。乘此冬令同時並舉、尅日告成、該紳士等即再逐一議覆、以憑核詳。』」（同前）。

（49）「俞鍊等議曰『……今概以沿江・裏湖通攤派費、不獨出費之家觀望拖延、圩長任事之人亦必逡巡畏縮。……且湖內派費、規矩不一、有業主出費者、有佃戶出費者、有業佃並出者、有傭工低償者。湖湖不同、埂埂不一、通攤均派、似難核行。……』」（同前）。

（50）新村容子「清末四川省における局士の歴史的性格」（『東洋學報』六四―三・四合併號、一九八三年）、中村哲夫「鄉紳の手になる鄉紳調査について」（同氏『近代中國社會史研究序說』法律文化社、一九八四年）、片岡一忠「清代後期陝西省の差徭について」（『東洋史研究』四四―三、一九八五年）。

（51）羅爾綱『湘軍兵志』（中華書局、一九八四年）第七章。岩井茂樹「清代國家財政における中央と地方――酌撥制度を中心にして――」（『東洋史研究』四二―二、一九八三年）。

〔追記〕本稿「おわりに」において、繰り返し用いている「回路」という言葉については、拙稿「村に作用する磁力について――浙江省鄞縣勤勇村（鳳溪村）の履歴――」（下）（『中國研究月報』四〇―二、一九八六年）を參照のこと。本稿の原稿を岸本美緒氏に讀んでいただき、史料解釋の誤り・獨り善がりな點を指摘していただいた。記して感謝の意を示したい。

lost its original goal and became what was considered to be no more than a mandatory period of duty.

In other words, it can be said that, against this background, the petition to be released from the academy represented an inherent problem in the system of Hanlin Bachelors.

COUNTY ADMINISTRATION AND LOCAL ELITE IN EASTERN ZHEJIANG PROVINCE DURING THE MING-QING PERIOD

UEDA Makoto

This paper aims to trace the course of a change in relationship between county authorities and local elite in Zhuji 諸暨 county during the Ming and Qing periods from the viewpoint of social history.

At the Jiajing 嘉靖 era, the county administration could not intervene in rural society's irrigation which was maintained under the system of Lijia 里甲, but reduce the amount of corvée tax that the other region demanded. In 1550's when Japanese pirates attacked the coastal provinces, a county magistrate sold the government land around Lake Mi 泌湖 in Zhuji to build the wall of the county town. The new landlords of Lake Mi nominally offered their land to the local elite who enjoyed the privileges of exemption from taxation, and were not under the control of the county authorities. We will refer to them as Haoyou 豪右, or super-county elites.

After the Single whip tax system 一條鞭法 was enforced, the county became a unit of taxation and assumed responsibility for collecting taxes. Maintaining agricultural production became the duty of the county magistrate. It was important for the local elite to influence the county administration. At the end of the Wanli 萬曆 era, a gentleman 鄉紳 who had retired from the bureaucracy and was residing in Zhuji used his connections in the official world to begin to interfere with local administration.

During the Qing period, county authorities were not able to carry out their duties of collecting taxes and maintaining irrigation facilities without support from the group of county elites 邑紳.

BĀBUR PĀDISHĀH AND ḤAYDAR MĪRZĀ
—their Mutual Relationship

MANO Eiji

In the first half of the sixteenth century two excellent histories of Central Asia, namely *Bābur-nāma* of Bābur Pādishāh and *Tārīkh-i Rashīdī* of Ḥaydar Mīrzā, appeared. Figuratively speaking, these histories are two stars shining brightly in the sky of Central Asian historiography. Before and after them, they have no equals. Then why not only one, but also two excellent histories could appear almost simultaneously in that period in Central Asia where such histories are rare from ancient times? In order to answer this simple but important question, the author tries to examine the mutual relationship between Bābur Pādishāh and Ḥaydar Mīrzā. The author's conclusions are as follows:

1. Centering around the Moghūl Khāns, the families of Bābur and Ḥaydar associated with each other very friendly.

2. With such relationship for a background, Bābur and Ḥaydar associated closely twice: firstly between 1505 and 1507 and secondly between 1509 and 1512.

3. The participation of Muḥammad Ḥusayn, Ḥaydar's father, in the Moghūl's revolt against Bābur in Kabul broke off the first association. But the generous and humanistic attitude of Bābur toward Muḥammad Ḥusayn and others impressed young Ḥaydar.

4. In 1509 Bābur invited Ḥaydar, whose father was killed by the Uzbeg, to Kabul and took care of Ḥaydar with great hospitality. Bābur's fatherly interest in Ḥaydar removed the bitterness of orphanage and the poison of banishment from the latter's mind. Ḥaydar passed a long time in the service of Bābur, in perfect happiness and freedom from care.